



# 令和7年度補正予算 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト



事業実施者 \ まずは組織化！／

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

(協議会構成例)



事業の内容



Point 「生産の転換」と「流通の転換」の取組を両方実施することが要件となっています！

## 取組イメージ(品目:米)

### 課題

#### 「生産の転換」

- 生産コストの削減**
- ✓ 国内外の产地との価格競争で優位に立つため、米生産の更なる低コスト化が必要

### 取組

#### 低コスト栽培の実証

- ✓ 多収品種を用いた水稻再生二期作栽培の実証

### 成果

#### 収量と低成本の両立

- ✓ 慣行と比較し収量は20% (105kg/10a)増加、生産コストは16%(1,521円/kg)減少。

### 需要に応じた品質向上

#### 「生産の転換」

- ✓ 高品質な米の需要に対応することが必要

#### 品質向上に向けた管理方法の転換

- ✓ AIを活用した生育予測が可能なシステムを導入し、適期作業を実現。

#### 精米の品質向上を実現

- ✓ 生育予測の活用で刈遅れが減少し、整粒歩合が向上した。

### 輸送コスト低減に向けた対応

#### 「流通の転換」

- ✓ 輸送費が高騰する中、輸送コスト低減に向けた輸送体系の見直しが必要

#### 一元集荷拠点の設置

- ✓ 市場の近隣倉庫を賃借し、従来との物流コストの比較

#### 輸送コストの削減

- ✓ 集荷拠点を集約することで、コストが55%(8.5円/kg)削減

## 令和6年度補正採択事業者の取組事例

優良事例等掲載しておりますので、参考としてください。





## 補助対象経費

費目	細目	内容
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、間接補助事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費(装飾費含む)
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費
	借上料	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設、ほ場等の借上経費
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費
	ほ場管理費	・ほ場管理に必要な経費
	情報発信費	・国内外で情報発信を実施するための経費(調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、食材等購入費・輸送・保管費(荷積み、通関等に必要な経費含む) 広報費(システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等)等)
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費
	輸送・保管費	・国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う交通費、宿泊手当、宿泊費、諸雑費等の経費
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な交通費、宿泊手当、宿泊費、諸雑費等の経費
謝金		・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費
転換等助成費		・生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費(本事業による生産の転換が実施された後、事業実施期間において未収益となる期間に要する経費の一部も支援)

(注)

- 認定フラッグシップ輸出産地の補助上限額引き上げを利用する場合は、輸出推進体制の組織化に関する費用は対象となりません。
- 生産方法の転換や集荷・船積み方法の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組、海外でのプロモーション等の販路開拓に要する国庫補助金額が、上限額(国庫補助金合計の20%以内)を超える取組は、本事業の支援の対象となります。



## ◎審査時のポイント加算項目が増えました！

(以下の取組をすることで、本事業の採択がされやすくなります)

- ・間接補助事業者等が、当該事業の申請時までに輸出事業計画の認定を受けており、かつ申請時点で当該事業計画を遂行していること。
  - ・「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)」に係るチェックシートを実施している事業場であること。
  - ・大ロット化に伴う流通体系の転換に係る取組として、地方の港湾・空港の活用に取り組む事業実施計画であること。
  - ・生産費を考慮した価格形成が行われる事業実施計画であること。
  - ・次の①又は②のいずれかに該当する場合。
    - ① 労働安全衛生マネジメントシステム規格であるISO45001、JISQ45001又はJISQ45100の認証を受けていること。
    - ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント(国家資格)の確認を受けていること。
  - ・主たる参画事業者が、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業又は食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。
  - ・間接事業者等が、食品等物流合理化緊急対策事業のうち輸出物流構築事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。
  - ・間接事業者等が、みどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、及びみどりの食料システム法の基盤確立事業実施計画の認定を受けた者が、プロジェクトに参加する事業実施計画であること。
  - ・みどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、又は基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けていること。
  - ・受益面積の過半が、農業経営基盤強化促進法の地域計画において「将来像が明確化された地域計画」であり、かつ輸出の取組が当該計画に記載されていること。
  - ・間接補助事業者等のうち、農業を営む者の過半が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けていること。
  - ・間接補助事業者等のうち農業を営む者の過半が、スマート農業技術活用促進法の**生産方式革新事業活動の実施に関する計画**の認定を受けていること。
- NEW**・主たる参画事業者が、農業経営基盤強化促進法の農業経営発展計画の認定を受けており、かつ輸出の取組が当該計画に記載されていること。
- NEW**・みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した**有機農業実施計画**または「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について」に基づき認定された**有機農業実施計画**に、間接補助事業者等が位置づけられており、かつ輸出の取組が当該計画に記載されていること。
- NEW**・輸出先国、地域における規制や条件の変更その他輸出産地の輸出への影響(事業者の責めに帰さない事由による影響に限る。)が見込まれること。

※間接補助事業者：当該事業では都道府県や協議会形式で事業を実施する者を言います。

※主たる参画事業者：間接補助事業者が実施する事業に主として参画する事業者を言います。

## Q&A



本事業では、機器の購入や施設整備は可能ですか。

- 本事業は機器の購入や施設整備は補助対象外(購入額が概ね100万円以下である備品については審査時に検討)です。ただし、リースによる機器の導入は可能です。その場合、最大で交付決定～事業終了日までのリース費用を補助対象とすることができます。



本事業(GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト(補正予算))と、大規模輸出産地モデル形成等支援事業(当初予算)の違いは何ですか。

- 当初予算では複数年にわたる取組を支援することに対し、本事業では、単年度の取組を支援しています。ただし、本事業でも1年目と異なる取組を行う場合等には再度申請を行うことが可能です。



輸出事業計画は必ず作らなければならないですか。

- 当該事業を実施している期間内に、新規で輸出事業計画の作成をいただく必要があります。ただし当該事業の採択前に、既に輸出事業計画を作成されていた場合は、事業実施期間内に変更届を出していただきます。いずれにしても期間内に新規作成または変更届をだしていただく必要がありますので、輸出事業計画の作成等は早めに着手願いします。



輸出事業計画を作成する者は、必ず補助事業の申請者になりますか。

- 輸出事業計画の作成者は、基本的に当該事業を申請してきた者になります。ただし、都道府県や協議会の名称で申請しにくい場合等しかるべき理由があれば、本事業を実施している主たる事業者名等で申請することは可能です。このような場合は申請前に、以下の事務局に御相談ください。



補助の対象となる経費の具体例を教えてください。

- 詳細については、前頁のとおりですが、その中には以下の費用も含まれます。
  - ・GLOBALG.A.P.やMEL認証など相手国が求める認証等の取得費用や研修費用等
  - ・輸出相手国が義務付けている選果場や園地の登録費用や検査官の招へい費用等
  - ・国内外の見本市の出展費用やバイヤーの招へい費用等(ただし国庫補助金合計の20%以内を上限とします)。



本事業にて実証事業を行い、うまくいかなかった場合ペナルティはありますか。

- 当該事業を活用し、生産や流通の転換の実証事業をしていただきますが、結果が必ずしもうまくいくとは限りません。うまくいかなかった場合は、なぜうまくいかなかったのかについて原因を分析いただき、その後の協議会等の取組に生かしていただくことになります。なお、本事業の終了時に成果報告会を開催し、事業者の皆様には補助事業を実施いただいた期間の結果について報告をいただきます。



## Q&A(続き・・)



GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領(以下「実施要領」という。)第4の3(2)ア「輸出しようとする品目について、ターゲットとする輸出先国・地域の輸入量に占める我が国のシェアが、過去3年にわたって5%を超えていないこと。」とは具体的にどうということですか。また、その根拠資料を提出する必要がありますか。

- 輸出先国における全輸入量のうち、日本からの輸入量の割合が5%未満である国が対象になります。

例えば、以下のとおり、**タイ国にイチゴを輸出したい場合**、**タイ国におけるイチゴの全輸入量のうち、日本の輸入量の割合が5%未満のタイ国は上記要件の対象です**。逆に日本から近い香港には既にイチゴはたくさん輸出されており、**香港におけるイチゴの全輸入量における日本の輸入量は5%以上**ですので、**その場合は対象外です**。

- **タイ国におけるイチゴの輸入割合が多い国**  
(韓国34.8%、オーストラリア31.5%、米国19.8%、…**日本3.9%**) ←○
- **香港における2023年イチゴの輸入割合が多い国**  
(**日本40.8%**、韓国25.6%、米国23.3%) ←×  
【上記はいずれもFAO統計データの2023年の数値にて判断】



【参考】  
FAO統計データ検索方法

- 5%を超えていないことを示す根拠資料については、各事業実施主体においてご準備の上提出願います。例えば、アメリカにおける日本のお茶の輸入量を知りたい場合は、**FAO統計データ(無料)**により検索可能です。

※上記例による検索は品目によりターゲットとなる国が検索できない場合があります。その場合は他の統計データにより検索の上、御提出ください。

※品目によって統計データが検索できない場合、有料によるデータにて検索できる場合があります。ただし、上記根拠資料の提出ができない場合は、当該要件の対象外となることを御留意ください。



(実施要領第4の3(2)イ「専ら輸出向けに生産するために、生産拡大を行うものであること。」とは具体的にどうということですか。

- 国内向けに生産した農林水産物を、残留農薬基準等クリアできる国へそのまま輸出しているような事例は対象となりません。ターゲット国に対応した輸出のための防除暦や規格等に対応した何らかの取組を行い、専ら輸出向けに生産拡大を行う場合に要件の対象となります。

(例)

- ・耕作放棄地を、輸出先国の農薬規制に対応した圃場に開墾し、そこから生産される農林水産物を輸出向けに出荷する場合。
- ・茶農家が、お茶畑の一部を有機茶生産専用にし、そこから生産される茶は全量輸出向けにする場合。



このほか御質問等がございましたら、以下にお問い合わせください。

### 応募サイト・募集期間・お問合せ先

※補助事業者が確定次第  
更新いたします。



【応募サイト】<https://www.gfp.go.jp>

#### 【募集期間】

令和〇年3月〇日(〇曜日)～3月〇日(〇曜日)

#### 【お問合せ先】

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金運営事務局  
〇〇



事業HP (農林水産省)